

## 規制緩和推進3か年計画（改定）の再改定について

## 1. 規制緩和推進3か年計画（改定）の再改定について

- (1) 平成11年3月30日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（改定）」においては、「平成11年10月末までに提出された内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制緩和委員会の監視結果等を踏まえ、平成12年初を目途に改定作業の状況を中間的に公表した上、平成11年度内を目途に改定する。」こととされている。これに基づき、当庁は去る1月18日に、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）について」を公表したところ。
- (2) 現行の規制緩和推進3か年計画（改定）の再改定作業にあたっては、これまでに規制改革委員会・関係省庁・関係団体等の中で検討が進められてきたところであるが、今般、これらを踏まえた規制緩和推進3か年計画の再改定がとりまとめられ、3月31日に閣議決定が行われた。

## 2. 当庁関連事項の概要

	項目数	実施・検討時期		
		10年度	11年度	12年度
金融・証券・保険関係	63 (25)	16	21 (1)	26 (24)
金融分野	32 (14)	6	13 (1)	13 (13)
証券分野	10 (2)	4	3	3 (2)
保険分野	21 (9)	6	5	10 (9)
その他	14 (1)	6	7	1 (1)
合計	77 (26)	22	28 (1)	27 (25)

- (注1) カッコ内書きは、今再改定で新規に盛り込まれた項目数。  
(注2) 上記の項目数には、大蔵省等が主管のものを含んでいる。  
(注3) 履行保証制度は、金融分野に含めてカウントしている。  
(注4) 実施時期については、一番早い時期でカウントしている。  
(注5) 11年度中までに措置済のものが、35項目ある。

規制緩和推進3か年計画（再改定）  
（分野別措置事項：金融監督庁関連）

金融・証券・保険関係

分野区分	2.住宅・土地 公共工事関係 (5)公共工事	事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定箇所との関係	所管省庁
				平成10年度	平成11年度	平成12年度			
		公共工事の規制の在り方	(c) 履行保証制度 銀行・農林中央金庫が履行ボンドを取り扱うことにより、履行保証制度に参入することについて、必要に応じ銀行法第12条・農林中央金庫法第10条との関係を明確化する。		措置済 12年3月		事務ガイドライン（金融監督庁、農林水産省）	2(5) (c)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省

分野区分	7.金融・証券・保険関係 (1)金融	事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定箇所との関係	所管省庁
				平成10年度	平成11年度	平成12年度			
		銀行の営業免許	銀行法第4条第21項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制を行わないこととする。また、銀行法の次期取組方針に当該需給にかかる規定を廃止する。	逐次実施				7(1)	金融再生委員会 大蔵省
		金融・証券における参入、業務制限	銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限（証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金信託・合同運用指定金銭信託）についても見直しを行い、解禁する。		措置済 11年10月1日	-	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 金融監督庁事務ガイドライン	7(1)	金融監督庁 大蔵省
		地或金融機関が本体で行った信託業務	地或金融機関が本体で行うことのできる信託業務について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行う。		措置済 11年10月1日	-	金融監督庁事務ガイドライン	7(1)	金融監督庁 大蔵省
		普通銀行における社債の発行等	普通銀行による普通社債等の発行等を解禁する。		措置済 11年10月1日	-	金融監督庁事務ガイドライン	7(1)	金融監督庁 大蔵省
		銀行の営業用不動産の有効活用	銀行経営の合理化・効率化に資する営業用不動産の有効活用を図るため、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸、店舗用建物の建替えに係る余剰部分の賃貸、店舗用土地の賃貸等に関する様々な規制を廃止する。	措置済 10年6月10日	-	-	大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止	7(1)	金融監督庁
		銀行の関連会社の行う業務	銀行の関連会社の行う業務については、銀行法第12条の他業禁止規定に留意しつつ、他産業に与える影響等も総合的に勘案のうえ、見直しを行う。また、適正化措置済会社に係る規制の見直しについても、上記と同様の観点から見直しを行う。	措置済 10年12月1日	-	-	総理府令・大蔵省令等	7(1)	金融監督庁 大蔵省
		従属業務と金融関連業務の兼営	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。			12年度以降 (検討)	13年度末までに結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3)に再掲)
		従属子会社の収入依存度規制の緩和	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。			12年度 (検討)	13年度末までに結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3)に再掲)
		子会社等の業務範囲の拡大	「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対して、いわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。			12年度 (検討)	13年度末までに結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3)に再掲)
		銀行の法人代理店に係る店舗規制	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で、金融審議会等において検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)	金融監督庁 大蔵省
		代理店の取扱業務に係る規制撤廃	代理店の取扱業務については、金融機関間の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から検討を行う。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省

銀行の店舗に係る認可制度	銀行法第8条における営業所に関する認可について、審査基準の簡素化を図るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について、金融審議会等において検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)	金融監督庁 大蔵省
店舗関係の届出	代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に関し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、金融審議会等において検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)	金融監督庁 大蔵省
店舗外現金自動設備に係る営業時間変更の届出	店舗外現金自動設備に係る営業時間変更の届出の廃止について、顧客の利便性、監督の在り方等の観点から検討を行う。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省
店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止について、引き続き検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)	金融監督庁 大蔵省
ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるよう検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。			12年度以降 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省
天災等による臨時休業に係る公告の見直し	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、結論を得る。			12年度 (検討・ 結論)		新規	金融監督庁 大蔵省
金融機関に係る許認可等の事務手続	金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に心して具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。	一部措置済 10年6月10日 (金融監督庁関係) 10年6月17日 (農林水産省関係) 10年6月8日 (労働省関係)	11年度以降 (検討・ 逐次実施)		総理府令・大蔵省令等  農林水産省令等  労働省令等	7(1)	金融監督庁 農林水産省 労働省
①銀行法第5条(銀行の証券取引引業等に係る認可)の廃止	銀行法第5条による金融再生委員会の認可の廃止について、同条の趣旨を踏まえつつ、検討を行う。			12年度以降 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省
②全信連の行政当局に対する申請手続等の適正化	全国を地区とする信用金庫連合会については、他法令等を踏まえ、申請手続等について検討を行い、結論を得る。			12年度 (検討・ 結論)		新規	金融監督庁 大蔵省
③単位協同組織金融機関における優先出資の発行	信用金庫等単位協同組織金融機関においても優先出資の発行を可能とする。			12年度 (公布後 1月以内)	第147回国会に 法案提出	新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省 労働省
④協同組織金融機関の附属詳細書の総(代)会での取扱い	協同組織金融機関の附属詳細書の総(代)会での取扱いについて、商法上の取扱いを念頭に、関係省庁とも調整しつつ、見直し等の必要性について検討を行う。			12年度以降 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 労働省
⑤信用金庫の定款の変更等の認可	信用金庫法又は証券取引法の規定により認可又は登録を得て行う証券業務に係る定款及び業務方法書の変更認可を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。			12年度 (検討・ 結論)		新規	金融監督庁 大蔵省
⑥信用金庫の従たる事務所の定款への記載	銀行法第8条に係る認可制度の廃止の検討に併せ、信用金庫の定款記載事項について、金融審議会等において引き続き検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省
⑦発行保証金として供託した有価証券の差替え要件の緩和	償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差替えについて、前払式証券の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じない、ゆえ等を勘案しつつ、検討を行う。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 法務省 大蔵省
⑧ノンバンクの社債発行等による資金調達	投資者保護の観点からの措置を講じつつ、ノンバンクの社債発行等による資金調達の自由化の早期実現を期す。		措置済 11年5月 20日	-	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	7(1)	金融監督庁 大蔵省
32特賣法に関する規制	特賣法に基づく譲渡の在り方について、引き続き投資家保護の観点から、全面的見直しを行う。		措置済 11年5月 20日	-		7(1)	金融監督庁 大蔵省 通商産業省

42商品投資に係る事業規制	(a) 公衆縦覧型ディスクロージャー、公正取引ルールの適用を前提に最低販売単位の規制を撤廃する。	措置済 10年6月8日	—	—	大蔵省令・通商産業省令等	7(1)24(a)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(b) 商品投資受益権の譲渡規制について、必要な投資家保護措置を勘案しつつ、顧客の保有する商品投資受益権を商品投資販売業者が買い取る場合には、当該商品投資受益権を顧客に取得させた者以外の商品投資販売業者でも買い取れることとする。また、買い取り不可期間(1年)を撤廃する。	措置済 10年6月8日	—	—	大蔵省令・農林水産省令・通商産業省令等	7(1)24(b)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(c) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーの在り方をあわせ、検討し、結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)	金融監督庁事務ガイドライン 農林水産省食品流通局長通達 通商産業省商務流通審議官通達	7(1)24(c)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(d) 商品投資販売業者が主務大臣に提出する業務報告書の様式のうち、計算書類(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書)の様式については、廃止し、計算書類の添付をもって代える。	措置済 12年3月	—	—	商品投資販売業者の許可及び監督に関する省令の一部改正	7(1)24(d)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省

分野区分 7:金融・証券・保険関係 (2)証券

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定箇所との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
ラップ口座の取扱い	いわゆるラップ口座については、利益相反の防止等のルールを明確にするとともに、手数料の自由化の時期に併せて取扱いを解禁する。		措置済 11年10月1日	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	7(2)	金融監督庁 大蔵省
証券総合口座の年金等の振込	証券総合口座への年金等の振込を平成11年度以降、実施に向けて準備する。	10年度 検討済	11年度以降 (要請があれば逐次実施)		実施するためには、行政機関、日本銀行及び証券会社において事務処理体制の整備を図ることが必要	7(2)	金融監督庁
証券子会社のファイアーウォール規制	引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な引受価格の形成等に留意しつつ、検討を行う。			12年度 (検討)		7(2)	金融監督庁 大蔵省
21自己資本規制比率の算出方法	実際リスクをより的確に反映するものとなるよう、自己資本規制比率の算出方法の見直しを行う。		措置済 11年6月30日	—	総理府令・大蔵省令	7(2)21	金融監督庁 大蔵省
33追加型株式投資信託に係る平均益金方式	追加型株式投資の平均益金方式を個別元本方式に変更することとし、それに伴う所要の整備を行う。		11年度 (所要の整備)	12年4月 (実施)		7(2)32	金融監督庁
34投資一任業務に係る参入要件	投資一任業務に係る認可基準等については、客観的に必要最小限のものとするべく、所要の整備を行う。	措置済 10年12月1日	—	—	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則	7(2)33	金融監督庁 大蔵省
36投資一任業務における一括発注	投資一任業者が複数の顧客の注文を自らの名義で取り次ぐことにより、証券会社等に一括して発注することを可能とする。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律等	7(2)35	金融監督庁 大蔵省
37投資一任業者の再委任	顧客が投資判断及び投資の権限を投資顧問業者に委任する投資一任契約において、投資を一任された業者(投資一任業者)が投資判断等を外部へ再委任することを認めるための、投資顧問業法の整備を行う。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律等	7(2)36	金融監督庁 大蔵省
38認可投資顧問業者による合同運用の解禁	投資家保護に十分留意しつつ、認可投資顧問業者が投資家の判断を踏まえて顧客資産を合同運用できることとすることについて、平成12年度中に結論を得る。			12年度 (結論)		新規	金融監督庁 大蔵省
40証券外務員登録の見直し	証券外務員登録における営業所名記簿を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得る。			12年度 (検討)	13年度末までに結論	新規	金融監督庁 大蔵省

分野 区分	7.金融・証券・保険関係 (3)保険
----------	-----------------------

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
保険業とその他金融業との子会社方式による相互参入	保険会社と他の金融業態間の子会社方式による相互参入を順次実現する。	一部措置済 10年12月1日(保険業と証券業の相互参入実施)	一部措置済 11年10月1日(保険業から銀行業への参入実施)	12年度(12年10月1日完全実施予定)	保険業法	7(3)	金融庁 大蔵省
生・損保会社本体による相互参入の範囲	現在進んでいる生・損保の子会社方式の相互参入の定着状況を見つ、検討する。		11年度以降(検討)			7(3)	金融庁 大蔵省
生・損保子会社による相互参入の範囲	日米保険協定の決着を踏まえ、子会社による第3分野相互参入については、主要分野(損保分野)の規制緩和を実施した後、遅くとも2001年までに現在の激変緩和措置を終了する。	10年度以降(準備)			遅くとも13年までに実施予定	7(3)	金融庁 大蔵省
子会社等の業務範囲の拡大	「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。			12年度(検討)	13年度末までに結論	新規	金融庁 大蔵省 (7(1)の再掲)
損害保険料率の設定の自由化	火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の使用義務を廃止する。	措置済 10年7月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	7(3)	金融庁 大蔵省
リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃	リスク細分型自動車保険の取扱いに関するガイドライン廃止に係る検討の中で、同保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて結論を得る。		11年度(検討)	12年度以降(検討・結論)	自動車事故の被害者救済に与える影響を修正しつつ速やかに結論	7(3)	金融庁 大蔵省
保険商品の届出対象商品の拡大	企業や年金基金等に対する保険については早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得る。 なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。		11年度(検討)	12年度(検討)	13年度中に結論	7(3)	金融庁 大蔵省
企業分野の保険に係る事前届出制の在り方	企業分野の保険に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者の保護の観点から踏まえつつ、引き続き見直しを行い、平成12年度中に結論を得る。			12年度(検討)		新規	金融庁 大蔵省
銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大	(a) 住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、弊害防止措置等を講じた上で、遅くとも平成13年までに銀行等による販売を認める。			12年度以降(措置)	第147回国会に法案提出 13年4月1日施行予定	7(3)	金融庁 大蔵省
	(b) 上記以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得る。		11年度(検討)	12年度(結論)			7(3)
従属業務と金融関連業務の兼営	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。			12年度以降(検討)	13年度末までに結論	新規	金融庁 大蔵省 (7(1)の再掲)
業務範囲規制の適用対象範囲の見直し	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。			12年度(検討)	13年度末までに結論	新規	金融庁 大蔵省
生命保険の構成員契約者別	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融庁議会において構成員契約者別の在り方についての検討を行う。		11年度(検討)	12年度(検討)		7(3)	金融庁 大蔵省
保険契約者保護機構(仮称)の創設	保険契約者保護機構(仮称)を創設する。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	7(3)	金融庁 大蔵省
損保会社の関連会社の親会社からの収入依存度制限	保険会社の子会社に関する規定の整備を踏まえ、見直す。	措置済 10年12月1日	—	—	金融庁・大蔵省告示	7(3)	金融庁 大蔵省

従属子会社の収入依存度規制の緩和	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。			12年度 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(1)の 再掲)
損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間常制限	損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間常制限については、平成10年度上期中できるだけ早期に、検討の上、撤廃の措置を講ずる。	措置済 10年6月 8日	—	—	銀行局長通達の 廃止	7(3)	金融監督庁 大蔵省
保険会社の外貨調達原則自由化	保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。			12年度以降 (措置)		新規	金融監督庁
保険会社の子会社、保険持株会社の子会社で承認を受けずに行う業務の範囲の拡大	保険会社の子会社、保険持株会社の子会社の業務の範囲については、次の～の業務を承認を受けずに行う業務の範囲に加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義及びグループ全体の経営の効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。 投資信託販売支援業務 リース業務(範囲拡大) 緊急アシスタンス業務			12年度 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省
②特約勘定付加商品の拡大	生命保険の特約勘定付加商品の拡大について、運用結果に対する契約者の自己責任の問題等に留意しつつ、検討を行う。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省
②地震保険の料率の在り方	国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討する。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省

その他

分野 区分	1. 競争政策等関係	事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定箇所との関係	所管省庁
				平成10年度	平成11年度	平成12年度			
		独占禁止法適用除外カルテル等制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>損害保険料率算出団体に関する法律については、原則として適用除外制度を廃止し、自賠責保険及び地震保険に係る営業保険料率の算出についてのみ独占禁止法第8条第1項(第1号及び第4号に係る部分に限る。)の規定を適用除外とするとともに、公正取引委員会との手続規定を整備する(適用除外法第1条第3号)。</li> <li>中小企業等協同組合法に基づく協同組合に係る適用除外は、独占禁止法第24条の規定によることとする(適用除外法第2条第1号八)。</li> <li>証券取引法に基づく団体については、適用除外制度を廃止することとし、証券取引所について所要の総務措置を講ずる(適用除外法第2条第2号八)。</li> <li>損害保険料率算出団体に関する法律に基づく団体については、原則として適用除外制度を廃止し、自賠責保険及び地震保険に係る営業保険料率の算出についてのみ独占禁止法第8条第1項(第1号及び第4号に係る部分に限る。)の規定を適用除外とするとともに、公正取引委員会との手続規定を整備する(適用除外法第2条第2号チ)。</li> <li>信用金庫法に基づく組合に係る適用除外は、独占禁止法第24条の規定によることとし、同条各号の要件に係る信用金庫法のみなし規定を必要最小限のものとする(適用除外法第2条第2号ヲ)。</li> <li>金融先物取引法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する(適用除外法第2条第2号オ)。</li> </ul>	措置済 10年7月 1日	-	-	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	1 (b)	(金融監督庁 大蔵省)
				措置済 11年7月 23日	-	-		1 (b)	(金融監督庁 大蔵省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 建設省)
					-	-	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律(総務措置は、11年10月1日まで)	1 (b)	(金融監督庁 大蔵省)
				措置済 10年7月 1日	-	-	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	1 (b)	(金融監督庁 大蔵省)
				措置済 11年7月 23日	-	-	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律	1 (b)	(金融監督庁 大蔵省)
					-	-		1 (b)	金融監督庁 大蔵省)

	・ 信用保証協会法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する（適用除外法第2条第2号タ）。			-		1 (b)	金融監督庁 大蔵省 通商産業省
	・ 船主相互保険組合法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する（適用除外法第2条第2号ヌ）。			-		1 (b)	（金融監督庁 大蔵省）
	・ 労働金庫法に基づく労働金庫に係る適用除外について、独占禁止法第24条各号の要件に係る労働金庫法のみなし規定を必要最小限のものとする。	措置済 11年7月 23日		-	私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法律 の適用除外制度 の整理等に関する法律	1 (d)	金融監督庁 大蔵省 労働省

分野 区分	2.住宅・土地、公共工事関係 (6)その他
----------	--------------------------

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
不動産特定共同事業に係る規制	平成9年以降に実施した改正制度の活用を促進するとともに、不動産の証券化等に関する今後の検討を踏まえ、一層の規制緩和を促進する。					2(6) (a)	金融監督庁 大蔵省 建設省
	(a) 不動産特定共同事業契約に係る対象不動産について、客観的にみて一体性を有するものに限りという制限を撤廃する。	措置済 10年6月 10日	—	—	大蔵省銀行局長 ・建設省建設経済局長通商禁止		
	(b) 不動産特定共同事業法施行規則において投資家保護のための所要の公正取引ルールを導入するのに伴い、事業参加者の地位の第三者への譲渡を解禁する。	措置済 11年2月 15日	—	—	不動産特定共同事業法施行規則改正、施行	2(6) (b)	金融監督庁 大蔵省 建設省
	(c) 不動産特定共同事業契約に係る金銭出資の最低出資単位を引き下げる。	措置済 11年2月 15日	—	—	事務ガイドライン改正、施行	2(6) (c)	金融監督庁 大蔵省 建設省
	(d) 情報開示等投資家保護のための所要の措置を講じた上で、不動産特定共同事業の最低出資額制限を撤廃する。			12年度 (措置)		新規	金融監督庁 建設省
(e) 不動産特定共同事業契約に係る最低契約期間制限（1年間）を撤廃する。	措置済 11年2月 15日	—	—	不動産特定共同事業法施行規則改正、施行	2(6) (d)	金融監督庁 大蔵省 建設省	

オフ・サイト・モニタリングにおける主要指標

リスクデータの表題		提出頻度	主要指標	
市場 リスク	トレーディング勘定市場関連リスク	週	デルタ・ポジション、VaR	
	バンキング勘定市場関連リスク	月	デルタ・ポジション、VaR	
	投資有価証券内訳	月	時価評価ポジション、等価ポジション	
	バンキング勘定市場リスク	月	金利リプライスのギャップ、期前解約率	
	市場取引信用リスク			
		(1)個別リスク	四半期	金利関連個別リスク、株式関連個別リスク
	(2)信用リスク相当額	半期	カレントエクスポージャー(グロス、ネット)	
流動性 リスク	銀行業務調達・運用	月	コア預金のポジション比率、ホットマネー比率	
	市場取引調達・運用			
		(1)円貨による市場取引調達・運用	月	円資金調達期間構成
		(2)外貨による市場取引調達	週	ドル資金調達期間構成
	期間別決済金額	月	決済金額ピーク、決済予定金額	
	大口調達先20社	月		
流動性準備	月			
信用 リスク	業種別信用リスク指標一覧表			
		(1)業種・格付別基本情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率
		(2)全業種格付トータル	四半期	クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR
	貸付上位20社一覧表	四半期		
	個人与信情報[貸付種別]	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、信用VaR	
	海外与信情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR	

## 我が国金融機関数の推移

(全国銀行及び信用金庫、信用組合の機関数の推移)

	S53年3月末	S63年3月末	H6年3月末	H7年3月末	H8年3月末	H9年3月末	H10年3月末	H11年3月末	H12年3月末
全国銀行	157	155 (▲ 2)	150 (▲ 5)	150 (－)	150 (－)	149 (▲ 1)	148 (▲ 1)	144 (▲ 4)	143 (▲ 1)
都市銀行	13	13 (－)	11 (▲ 2)	11 (－)	11 (－)	10 (▲ 1)	10 (－)	9 (▲ 1)	9 (－)
長期信用銀行・ 信託銀行	10	10 (－)	10 (－)	10 (－)	10 (－)	10 (－)	10 (－)	10 (－)	10 (－)
地方銀行	63	64 ( 1)	64 (－)	64 (－)	64 (－)	64 (－)	64 (－)	64 (－)	64 (－)
第二地方銀行	71	68 (▲ 3)	65 (▲ 3)	65 (－)	65 (－)	65 (－)	64 (▲ 1)	61 (▲ 3)	60 (▲ 1)
信用金庫	468	455 (▲ 13)	428 (▲ 27)	421 (▲ 7)	416 (▲ 5)	410 (▲ 6)	401 (▲ 9)	396 (▲ 5)	386 (▲ 10)
信用組合	485	439 (▲ 46)	383 (▲ 56)	373 (▲ 10)	369 (▲ 4)	363 (▲ 6)	351 (▲ 12)	322 (▲ 29)	291 (▲ 31)
合計	1110	1049 (▲ 61)	961 (▲ 88)	944 (▲ 17)	935 (▲ 9)	922 (▲ 13)	900 (▲ 22)	862 (▲ 38)	820 (▲ 42)
子会社信託	0	0 (－)	5 ( 5)	7 ( 2)	14 ( 7)	17 ( 3)	17 (－)	18 ( 1)	16 (▲ 2)
外資系信託	0	9 ( 9)	9 (－)	9 (－)	9 (－)	9 (－)	9 (－)	9 (－)	10 ( 1)
外銀支店(行数)	59	81 ( 22)	88 ( 7)	90 ( 2)	93 ( 3)	92 (▲ 1)	93 ( 1)	89 (▲ 4)	84 (▲ 5)
外銀支店(支店数)	81	115 ( 34)	143 ( 28)	143 (－)	145 ( 2)	142 (▲ 3)	144 ( 2)	134 (▲ 10)	128 (▲ 6)

(注)既に破綻を公表し、破綻処理を終了していない金融機関を含む。

## 主な金融機関の提携関係等【平12.6.20現在】 (主要行関係)

金融機関名		プレス発表	提携等の内容
中央信託銀行	HSBC投資顧問 (英)	平10.5.27	・HSBC(香港上海銀行)グループのHSBC投資顧問と、資産運用、投資信託、新商品開発について協力の覚書を締結
日本興業銀行	野村証券	平10.5.13	・リバティブ等を提供する合併会社設立 (平11.1) ・企業年金等の資産運用を行う合併会社設立 (平10.12)
三井信託銀行	プルデンシャル保険 (米)	平10.7.15	・合併投信会社の設立
住友銀行	大和証券	平10.7.28	・大和証券を持株会社化し、傘下に合併会社を設立 (ホールセール証券業務、リテール証券業務)
東京三菱銀行 三菱信託銀行	東京海上火災保険 明治生命保険	平10.9.11	・投信評価会社の共同設立 ・確定拠出型年金に係る共同事業 ・投資銀行業務における事業展開
東海銀行		平10.9.28	・資本提携 ・経営資源の集中 (店舗、海外拠点、関連会社等) ・金融持株会社 ・地域別業態別金融機関連合 (マルチリージョナリーバンク)
あさひ銀行		平11.10.7	・戦略的提携によるマルチジョナルバンクの結成 ・2行共同持株会社の設立 (平12.10を目途) ・地域軸子会社3行・機能軸子会社1行に統合・再編(平13.10を目途)
	三和銀行	平12.3.14	・マルチジョナルバンク構想を発展・拡大させミドル・リテール分野に重点 ・3行共同持株会社の設立 (平13.4月を目途) ・インフラの統合(平14.4月を目途) ・将来の傘下銀行組織のあり方は、今後検討
三和銀行		平12.6.15	・3行の経営統合の枠組みの見直し ・三和・東海の共同持株会社の設立 (平13.4月を目途) ・持株会社傘下での合併を検討 (平14.4月を目途)
東海銀行	あさひ銀行	平12.6.15	・2行との経営統合の参加見送り ・ATM相互解放など2行との業務提携は継続
第一勧業銀行 (グループ)	JPMorgan (グループ)	平10.10.1	・両行の投資顧問会社が共同出資し、合併投信会社を設立

日本興業銀行	第一生命	平10.10.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品・サービスの相互補完と開発、提供</li> <li>・資産運用・管理業務の提携</li> <li>・商品研究・新テクノロジー開発の為の合併会社設立</li> <li>・平10、11年度における増資の引受、基金等の拠出</li> </ul>
大和銀行	近畿大阪銀行	平11.5.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併（平12.4.1予定）の検討開始</li> <li>平12.4.1合併し、近畿大阪銀行として大和銀行の傘下に。出資比率30%強</li> </ul>
住友銀行	関西銀行	平10.10.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本関係の強化（増資等）</li> <li>・ATM他行引き出し手数料の無料化</li> <li>・ATM利用による振込手数料の本支店扱化</li> <li>・新商品開発等の業務協力</li> </ul>
第一勧業銀行 （信託子会社） 富士銀行 （信託子会社）	安田信託銀行	平10.11.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DKB及び富士の信託子会社を合併（平11.4.1付）</li> <li>・安田信託の財産管理部門を合併会社に営業譲渡（平11.10.1付）</li> </ul>
中央信託銀行	三井信託銀行	平11.1.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に向けて具体的協議（平12.4を目途）</li> </ul>
三和銀行	東洋信託銀行	平11.1.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出型年金分野における共同事業化</li> <li>・業務インフラ（システム・ATM等）の共用化</li> <li>・海外業務など重複する業務・機能の統合</li> <li>・法人ミドルマーケット取引における協働体制の構築</li> <li>・資産家層取引における協働体制の構築</li> </ul>
		平11.3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東洋信託が第三者割当増資を実施三和が引受</li> </ul>
		平11.10.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東洋信託が三和信託を吸収合併</li> </ul>
富士銀行	安田信託銀行	平11.1.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士銀行に対する第三者割当増資（連結対象子会社化）</li> <li>・預金、貸金等業容の拡大</li> <li>・個人・法人取引基盤の拡充</li> <li>・効率化の推進</li> <li>・収益力の向上</li> </ul>
横浜銀行 （横浜シティ証券）	東海銀行 〔東海インターナショナル証券〕	平11.2.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券分野における提携</li> <li>・東海インターナショナル証券が第三者割当増資を実施。横浜銀行が引受</li> <li>・横浜シティ証券を解散（平11.4.27付）</li> </ul>

三和銀行	ユニバーサル証券	平11. 2. 22	・ユニバーサル証券の発行済株式の30%を三和銀行へ譲渡
	ユニバーサル証券 太平洋証券 東和証券	平11. 5. 4	・3証券が合併に合意 (平12.4を目途)
	第一証券	平11. 6. 21	・三和銀行が第一証券の発行済株式の株式を28.67%取得
	ユニバーサル証券 太平洋証券 東和証券 第一証券	平11. 7. 26 平11. 12. 14	・4証券が合併に合意 (平12.4.1を目途) ・4社が平12.4.1期日の合併契約締結 (新社名: つばさ証券)
東京三菱銀行 (東京三菱証券)	三菱信託銀行 (三菱信証券)	平11. 3. 19	・証券子会社の統合 (三菱信証券が東京三菱証券に営業譲渡・平11.7.1付)
三和銀行	興亜火災海上保険 太陽生命保険 大同生命保険 東洋信託銀行 ユニバーサル証券	平11. 7. 30	・6社による「提携委員会」を設置し提携範囲、内容の詳細を具体化 ・提携分野毎に「専門委員会」を設置
	日本火災海上保険	平12. 1. 18	・7社提携ファンドを「Financial One(ファイナンシャルワン)」と決定。 ・リテールマーケット・ビジネスを中心に共同事業を展開。
第一勧業銀行 富士銀行	日本興業銀行	平11. 8. 20	・全面的な統合による新しい総合金融グループの結成 ・3行共同持株会社の設立 (2000年秋を目途) ・傘下銀行を統合・再編し、持株会社の下での法的分社経営 (2002年春を目途)
		平11. 12. 22	・全面的な統合に関する契約書に調印 (新グループ名: みずほフィナンシャルグループ)
富士銀行	千葉興業銀行	平12. 4. 28	・資本関係の強化(出資比率は20%強へ)、業務提携の強化を発表
三和銀行	エルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター証券	平11. 8. 24	・エルガン社の外貨投信商品を三和銀行の窓口で販売 ・エルガン社へのトレイニー派遣 ・共同店舗(パイロットフロント:資産管理型店舗)の設置検討
富士銀行	マネックス証券	平11. 8. 25	・証券決済業務の提携
さくら銀行	日本生命	平11. 9. 24	・さくら銀行と富士通が共同で設立するインターネット・オンライン専門銀行に日本生命が資本参加 ・さくら銀行が設立する個人向けローン会社に日本生命が資本参加

さくら銀行 (グループ)	ドイツ銀行 (グループ)	平11.9.30	・さくら証券とドイツ証券が業務提携を行うことで基本合意
東洋信託銀行	三和信託銀行	平11.10.1	・両社が合併(平11.10.1付) 東洋信託銀行を存続会社とする
東京三菱銀行	国際証券	平11.10.7	・業務提携 東京三菱銀行が国際証券の発行済株式の13%取得
	東京三菱証券 国際証券	平11.12.15	・業務提携契約書を締結
住友信託銀行	大和インターナショナル信託銀行 すみぎん信託銀行	平11.10.7	・住友信託銀行が両社の100%子会社化に向けて具体的協議(平12.4下旬を目途) ・将来的に合併する予定
さくら銀行	住友銀行	平11.10.14	・将来の統合を前提とした全面提携の実施で基本合意 ・統合形態は合併を基本とする (2002年4月を目途)
大和銀行	住友信託銀行	平11.11.9	・新信託銀行の共同設立に向けて「設立推進委員会」を設置することで基本合意 (平12.10を目途)
		平12.6.20	・両行50%出資で新信託銀行共同設立(商号:日本トラスティ・サービス信託銀行) ・営業開始は平12年10月を目途
三菱信託銀行	日本生命	平11.11.29	・マスタートラスト業務等を行う新信託銀行を共同で設立 ・両社のほか東洋信託、明治生命、ドイツ銀行グループもパートナーとして参加 (平12年4月開業予定)
三和銀行	泉州銀行 大正銀行	平11.12.27	・資本関係の強化(増資引受等) (出資比率は両行とも20%強に)
東京三菱銀行	三菱信託銀行 日本信託銀行 東京信託銀行	平12.4.19	・全面的な経営統合による多角的な金融サービス・グループの結成 ・3行(東京三菱、三菱信、日本信)共同持株会社の設立 (商号(仮):三菱東京フィナンシャル・グループ) (平13年4月) ・3信託が合併 (商号:三菱信託銀行) (平13年10月)
さくら銀行	みなと銀行	平12.6.9	・資本提携(TOB実施) ・兵庫県下20カ店の営業譲渡 ・ATMの相互開放ほか包括的な業務提携 ・人材派遣

## (地域銀行関係)

大 阪 銀 行	近 畿 銀 行	平11.8.12	・合併(平12.4.1付) ・大和銀グループとしてリテールに特化
広 島 銀 行	福 岡 銀 行	平11.8.24	・基幹システム等の共同化 (日本IBM)
〔この後、地銀のシステム共同化の動き〕 多数あり			
北 洋 銀 行	札 幌 銀 行	平11.9.16	・事務集中管理部門の共同運営、商品サービスの共同開発、システムの共同運営等
		平12.2.9	・2行共同持株会社の設立 (平13.春を目途)

## (証券関係)

大和証券	バンカース・トラスト (米)	平9.9.30	・新商品(ド建て貯蓄商品)の開発、販売
山一投資顧問	ソシエテ・ジェネラル (仏)	平10.4.1 (商号変更)	・ソシエテ・ジェネラルが山一投資顧問の株式の85%を取得 (新社名:エスジー山一アセットマネジメント)
山一証券	メリルリンチ証券 (米)	平10.5.26 (免許)	・メリルリンチ証券が現地法人の証券会社を設立 山一証券の従業員を受け入れて7月から個人向け証券業務に参入
日興証券	シティグループ (米)	平10.6.1	・相互の資本提携 ・シティ傘下のソロン・スミス・バーニーと日興証券が法人向け証券業務の合併会社を設立
ナショナル証券	明光証券	平10.9.30	・両社が合併(平11.4.1付)
新日本証券 和光証券	興銀証券	平11.3.24	・新日本・和光両社が平12.4.1付で合併することに合意 ・合併新会社に対して、興銀が20%、興銀証券が5%出資を行う予定
勸角証券	第一勧業銀行 第一勧業証券	平11.6.11	・第一勧業銀行による完全子会社化 (平11.7月及び10月に第一勧業銀行より総額400億円、第一勧業証券より総額200億円の出資を行う予定)
国際証券	ドイツ銀行 (独)	平11.8.6	・欧州に合併資産運用会社設立
興銀証券	第一勧業証券 富士証券	平11.8.20	・親銀行3行の統合に伴い証券子会社3社の合併 -合併年月日平12.10.1-
		平12.5.25	・合併契約締結。
山種証券 神栄石野証券	さくら銀行	平11.9.24	・さくら銀行への第三者割当増資・主要株主の株式譲渡によってさくら銀行の傘下入り(連結子会社) ・山種・神栄石野両社が平12.4.1付で合併することに合意
勸角証券	第一勧業証券	平11.11.12	・有価証券の引受・販売に関する業務の提携 ・人的交流を含む相互補完関係の構築
		平12.5.26	・勸角証券がグループのミドル・リテール証券に相応しい新社名に変更(平12.10.1) (新商号:みずほインベスターズ証券)
富士証券	勸角証券	平11.12.24	・有価証券の引受・販売に関する業務の提携
	和光証券	平11.12.24	

勸角証券	富士証券 富士銀行	平12.1.21	・勸角証券発行済株式を富士証券が3.54%、富士銀行が8.53%取得
東京証券	あさひ銀行 東海銀行	平12.2.17	・東京証券発行済株式をあさひ銀行が13.8%、東海銀行が12.7%取得
東京証券	東海丸万証券	平12.2.17	・両社が平12.10.1付(予定)で合併することに合意
大中証券	日本ユニコム	平12.2.21	・日本ユニコム(商品先物取引業者)が証券業に進出するため、大中証券を買収(持株比率:70%)
大塚証券	東京ゼネラル	平12.2.29	・東京ゼネラル(商品先物取引業者)が証券業に進出するため、大塚証券を買収(持株比率:82%)
新光証券	興銀証券	平12.4.6	・有価証券の引受、販売に関する業務の提携
トゥエンティ・トゥエンティ証券	インターネットジャパン	平12.4.20	・インターネットジャパン(情報サービス業)が証券業に進出するため、トゥエンティ・トゥエンティ証券を買収(持株比率:100%)
つばさ証券	三和銀行 三和証券	平12.4.25	・有価証券の引受、販売に関する業務の提携

## ( 保険関係 )

日 本 生 命	バトナム・インベストメンツ (米)	平9.6.5	・金融商品を共同開発
明 治 生 命	ドレスナー銀行 (独)	平10.3.20	・系列の投資顧問会社と合併 ・将来的には投信業務に進出を予定
日 本 生 命	ドイ ツ 銀 行 (独)	平10.11.11	・投信商品の共同開発・販売 ・欧州に合弁運用会社設立 ・日本での信託共同事業の検討 ・人的交流
太 陽 生 命	大 同 生 命	平11.1.17	・将来的な保険持株会社構想のもとでの事業展開を前提とした全面的業務提携
第 百 生 命	マニライフ・ファイナンシャル (加)	平11.2.9	・共同出資による新生命保険会社を設立
朝 日 生 命	メトロポリタンライフ (米)	平11.2.26	・資産運用、投信業務を軸にした包括提携
協 栄 生 命	第一火災海上保険	平11.3.10	・資本、業務両面で提携 ・商品の共同販売 ・基金、増資の引受
千 代 田 生 命	エム・ジャパン傷害保険	平11.3.15	・商品セットの多様化と拡販 ・商品開発及び市場開拓に関する人事交流
日 本 生 命 保 険 ニッセイ損害保険	同和火災海上保険 同 和 生 命	平11.6.4	・営業、損害調査、査定、事務システム、資産運用等、幅広い業務領域において業務協力の拡大 ・日本生命保険が同和火災海上保険の第三者割当増資の引受
		平12.2.15	・同和火災とニッセイ損害保険が合併することで合意(平成13年4月を目処) ・同和生命については、合併後に全保険契約を日本生命に包括移転することで合意
住 友 生 命	オールド・ミューチュアル (南ア)	平11.9.24	・投信商品の相互販売 ・住友生命グループ投信会社へのオールド・ミューチュアルによる資本参加
明 治 生 命	日 新 火 災	平11.10.1	・商品の共同販売、明治生命グループによる日新火災への出資
安 田 生 命	ダイレクト・ライン (英)	平11.10.13	・共同出資による新損害保険会社設立に向けた提携合意
日 本 火 災	興 亜 火 災	平11.11.19 平12.2.13 平12.3.23	・三井海上を含む3社で統合基本合意 ・三井海上が基本合意から離脱 ・平成13年4月1日に合併することで同意

平 和 生 命	エトナ・インターナショナル (米)	平11.11.18	・株式1/3 譲渡、販売・商品開発等で 全面提携
		平12.1.20	・エトナが平和生命の株式を取得し子 会社化
日 本 団 体 生 命	ア ク サ ( 仏 )	平11.11.29	・保険持株会社を共同で設立する包括 的な資本提携
		平12.4.3	・アクサ生命と日本団体生命は4月1 日付で、社名を「アクサ ニチダン 生命保険(株)」「ニチダン生命保 険(株)」にそれぞれ変更し、3月 7日に共同で設立した保険持株会 社の100%子会社として、組織を統 合した新体制を発足
安 田 生 命	富 国 生 命	平11.12.13	・損保ビジネスの共同展開、システム投資 の効率化等で包括的な業務提携
住 友 海 上	住 友 生 命	平12.2.1	・損害保険分野における企業向け営業 、損害調査での業務提携
三 井 海 上	住 友 海 上	平12.2.14 平12.3.27	・提携に向け検討開始 ・平成13年10月の合併を前提とした全 面的業務提携
大 東 京 火 災	千 代 田 火 災	平12.3.1	・合併を前提(平成13年4月を目処) とした全面的業務提携
住 友 生 命	明 治 生 命 日 本 電 気 ( 株 )	平12.5.9	・生保会社が共同利用できるネットワークサー ビスを提供する共同事業会社の設立
協 栄 生 命	プルデンシャル (米)	平12.6.1	・広範な資本・業務提携の協議開始で 基本合意

札幌銀行協会 御中  
(北海道信用金庫協会)

北海道財務局  
日本銀行札幌支店

有珠山異変に伴う金融上の措置について(要請)

今般の有珠山異変に伴い、状況に応じ以下の金融上の措置等を適切に講ずることを要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他事情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預貯金払戻の利便を図ること。

事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずること。

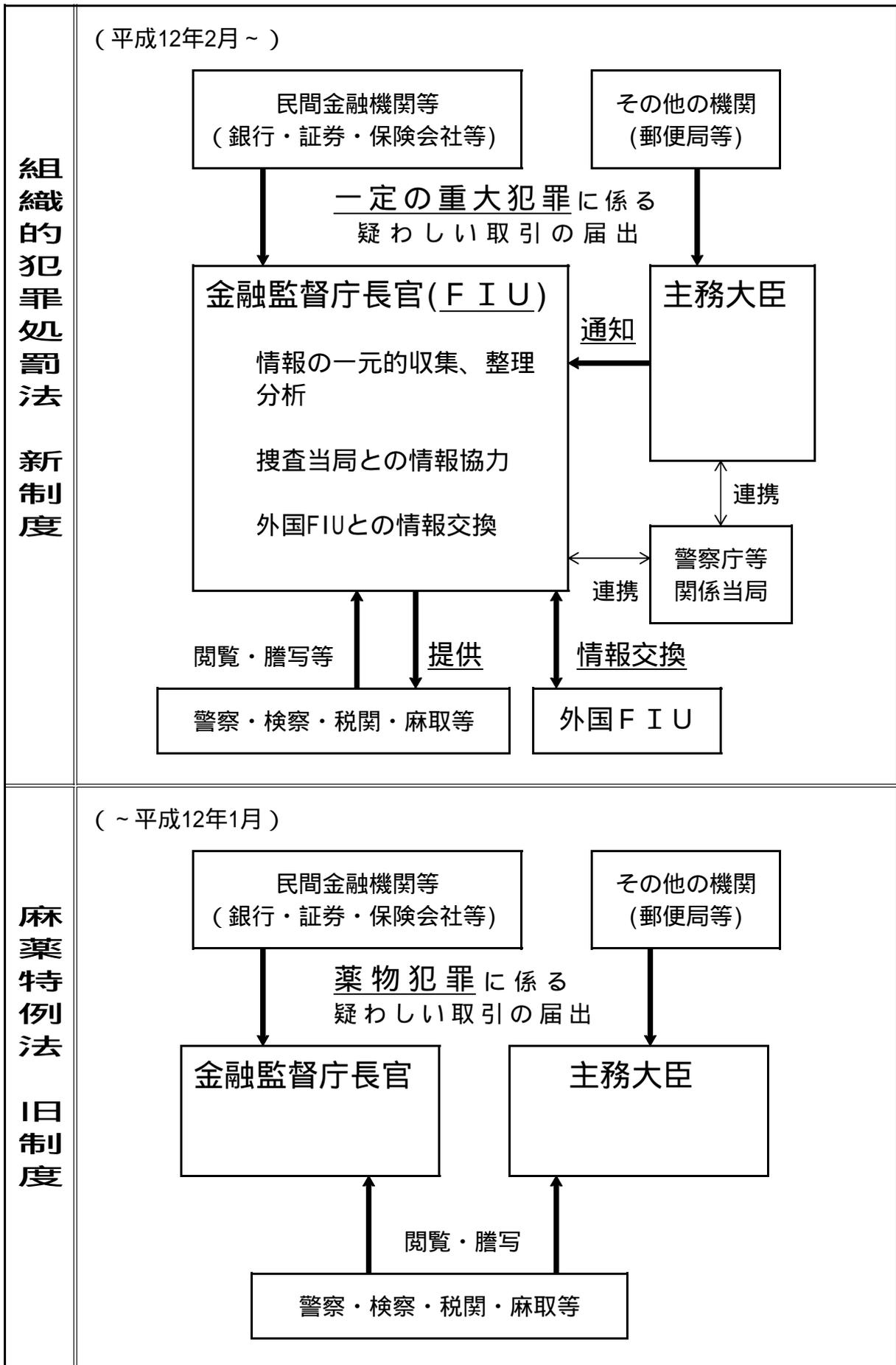
(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(4) 汚損銀行券に関する措置

災害による汚損銀行券は災害被災者の要請に応じ、随時引換すること。

# 「疑わしい取引の届出制度」について



<p>組織的犯罪処罰法</p>	<p>第五章 疑わしい取引の届出</p>	<p>疑わしい取引の届出に関する政令</p>
<p>(金融機関等による疑わしい取引の届出等)</p> <p>第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が金融再生委員会である場合にあつては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならぬ。</p> <p>2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が金融再生委員会である場合</p>	<p>(金融機関等の範囲)</p> <p>第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項に規定する証券金融会社(次条において「証券金融会社」という。)、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二項に規定する抵当証券業者(次条において「抵当証券業者」という。)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者(次条において「商品投資販売業者」という。)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第八項に規定する小口債権販売業者(同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「小口債権販売業者」という。)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者(以下「不動産特定共同事業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。)第二</p>	<p>疑わしい取引の届出の方法等に関する命令</p>

にあつては、金融監督庁長官）に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が金融再生委員会である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受諾事務とする。

（郵政大臣による疑わしい取引の通知）

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）

第五十六条 金融監督庁長官は、前二条の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及び

条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）  
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十七号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）当該特定金融機関等が行う業務

二 農業協同組合 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）次号において「農協法」という。）第十条第一項第一号の事業（当該農業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第八号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第六項から第八項までの事業に係る業務

三 農業協同組合連合会 農協法第十条第一項第一号の事業（当該農業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第八号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第六項から第九項までの事業に係る業務

四 漁業協同組合 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第

これらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融監督庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認められる疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、

二百四十二号。以下この条において「水協法」という。）  
第十一条第一項第一号の事業（当該漁業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第八号の二の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項若しくは第四項の事業に係る業務

五 漁業協同組合連合会 水協法第八十七条第一項第一号の事業（当該漁業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項若しくは第五項の事業に係る業務

六 水産加工業協同組合 水協法第九十三条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第二項若しくは第三項の事業に係る業務

七 水産加工業協同組合連合会 水協法第九十七条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項若しくは第四項の事業に係る業務

八 証券金融会社 証券取引法第五十六条の六第一項に掲げる業務及び同条第三項に基づく承認を受けた業務

九 抵当証券業者 抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

十 商品投資販売業者 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

十一 小口債権販売業者 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が同法第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結を行う営業を含む。）

十二 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

十三 貸金業者 貸金業規制法第二条第一項に規定する貸金業

当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に必ずる旨の要請国の保証がないと

十四 住宅金融会社 貸金業規制法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十五 商品取引員 商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることに関する業務

十六 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

十七 本邦において両替業務を行う者 外為法第十八条第三項の両替業務

（金融機関等による主務大臣等への届出方法等）

第三条 法第五十四条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等は、文書その他総理府令・法務省令で定める方法により、総理府令・法務省令で定める様式に従つて、当該届出をしなければならない。

2 法第五十四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十四条第一項の規定による届出を行う金融機関等の名称及び所在地

二 法第五十四条第一項の規定による届出に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所

三 疑わしい取引が発生した業務の内容

四 疑わしい取引に係る財産の内容

五 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他総理府令・法務省令で定める事項

（都道府県知事に届け出るべき金融機関等）

第四条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関等は、次に掲げるものとする。

一 都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫、

農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

二 都道府県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会、

漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

三 不動産特定共同事業法第三条第一項の都道府県知事の許

（文書による届出）

第一条 疑わしい取引の届出に関する政令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等（令第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書を、主務大臣（主務大臣が金融再生委員会である場合にあつては金融監督庁長官とし、令第四条各号に掲げる金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に提出しなければならない。

一 令第一条第一項に規定する金融機関別紙様式第一号

二 保険会社及び保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等 別紙様式第二号

三 証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社 別紙様式第三号

四 前三号に掲げる金融機関等以外の金融機関等 別紙様式第四号

（フレキシブルディスクによる届出）

第二条 前条の届出書の提出については、

き。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）  
第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

可を受けた不動産特定共同事業者  
四 貸金業規制法第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者

（法第五十五条の規定による通知を行うべき業務の範囲）  
第五条 法第五十五条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替の業務
- 二 簡易生命保険の業務
- 三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い並びに証券の保護預りに関する業務
- 四 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

（郵政大臣による通知事項）

第六条 法第五十五条に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十五条の規定による通知に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 二 疑わしい取引が発生した業務の内容
- 三 疑わしい取引に係る財産の内容
- 四 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所
- 五 疑わしい取引の通知を行う理由
- 六 その他参考となるべき事項

当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別紙様式第五号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

## 「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会の開催について

金融監督庁では、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行（平成12年2月1日）を控え、金融機関等に対して、下記のとおり、「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会を開催する。

### 記

#### 1. 開催時期

平成11年12月3日（金）～21日（火）

#### 2. 開催場所

金融監督庁及び全国の各財務局等（11か所）

#### 3. 対象

銀行、信用金庫、保険会社及び証券会社の各担当者

#### 4. 説明内容

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定による「疑わしい取引の届出制度」の概要、届出手続の説明を行うとともに、金融機関等が疑わしい取引であるか否かを判断する基準となる、疑わしい取引の参考事例改訂案についての意見交換を行うことを予定している。

## 組織的犯罪処罰法施行後のマネー・ローンダリング問題への取組

我が国のマネー・ローンダリング対策は、他の主要国に比べ、必ずしも十分ではないとの国際的な批判を受けてきたが、我が国においても、昨年 8 月に組織的犯罪処罰法が国会で可決・成立し、マネー・ローンダリング対策が拡充されることとなった。

金融監督庁としては、組織的犯罪処罰法の施行を 2 月 1 日に控え、高い公共的使命を有する金融機関等が犯罪集団によってマネー・ローンダリングのために利用されることを阻止したいと考えており、これまでも全国の財務局で金融機関への説明会を開催する等を行ってきたところであるが、今後も内外の関係機関、関係団体との連携を強化していく。

上記の基本的考え方に立ち、金融監督庁としては、下記の施策に取り組んでいく。

### 1. 特定金融情報室の設置

2 月 1 日付で日本版 F I U (注 1) として特定金融情報室を設置するとともに、同室の最終責任者として、志賀参事官を特定金融情報管理官に任命する。同室は、室長以下 12 名から成り、金融監督庁の職員(4 名)のほか、警察(3 名)・検察(2 名)・税関(2 名)・厚生省麻薬取締官事務所(1 名)からの出向及び兼務職員により構成する(資料 1 参照)。

(注 1) F I U (Financial Intelligence Unit) とは、金融機関等から届け出られたマネー・ローンダリング情報を一元的に管理することにより、情報の効果的な処理及び国際的な情報交換の促進等を図ることを目的とする政府機関である。

## 2. 疑わしい取引の届出制度（資料2）の適切な運用の確保

### (1) 疑わしい取引の参考事例（注2）の改訂

昨年12月に開催した全国の財務局での説明会、各業界団体との意見交換会等の場に出された意見を踏まえ、金融監督庁の事務ガイドラインに掲載されている「疑わしい取引の参考事例」に所要の改訂を加えるとともに、届出手続に関する現行事務ガイドラインを整備し(資料3、4参照)、本日、各財務局に通知した（2月1日から適用）。

（注2）参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを判断するための基準として、マネー・ローンダリングの蓋然性が高い取引類型を列挙したものであり、金融監督庁の事務ガイドラインの一部を構成している。

### (2) 疑わしい取引の分析強化

組織的犯罪処罰法により「疑わしい取引」の分析が金融監督庁の権限とされたことから、特定金融情報室で独自に開発した分析プログラムを活用して、金融機関等から届出のあった疑わしい取引に関する情報の分析を強化する。

### (3) 捜査当局等との連携強化

捜査当局等との協議会を実務者レベルで定期的を開催し、届出制度の運用に関して捜査当局等との意見交換を行う。

## 3. 金融機関等との協力関係強化

### (1) 全国銀行協会等との定期的な情報交換

国の内外の「疑わしい取引」の動向について、全国銀行協会等のマネー・ローンダリング担当部門と定期的に情報交換を行う。

### (2) 個別金融機関に対する働きかけ

検査・監督を通じ、個別金融機関に対し、マネー・ローンダリング防止のための内部管理体制の構築、職員に対する十分な研修の実施等を働きかける。

## 4. 海外マネー・ローンダリング規制当局との協力強化

(1) エグモント・グループ(資料5参照)加入申請

2月1日付で、特定金融情報室が設置されることから、F I Uの国際機関であるエグモント・グループ(48カ国・地域が加盟)への加入手続を速やかに進める。

(2) 主要国とのマネー・ローンダリング情報交換協定締結交渉の準備

組織的犯罪処罰法に外国F I U当局との間の情報交換を可能とする規定が置かれたことを受けて、これを円滑に実施するためマネー・ローンダリング情報交換協定の締結を主要国に働きかける。

(3) F A T F (注3)への貢献 マネー・ローンダリング対策非協力国認定作業への協力

F A T FはG 7からの要請を受けて、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域を特定する作業を開始することになっており(資料6参照)、当庁はF A T Fアジア太平洋アドホックグループ(注4)の議長として同作業に積極的に貢献していく。

(注3) 1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、世界的なマネー・ローンダリング対策の発展と促進を目的としている。現在、26の国・地域及び2つの国際機関により構成されており、事務局はフランス・パリに置かれている。

(注4) F A T Fに設置されたサブグループの一つ。アジア太平洋地域におけるマネー・ローンダリング対策の促進、F A T F非加盟国・地域に対する啓発等を扱う。

## 5. マネー・ローンダリング対策に関する一般向けPR活動の強化

我が国におけるマネー・ローンダリング規制の概要、1999暦年の疑わしい取引の届出状況、届出のあった取引の全体的な傾向等を記述した「マネー・ローンダリング - 疑わしい取引 - 最近の動向(仮称)」を本年3月を目途に発行する。

金融監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第一分冊：預金取扱い金融機関関係)

新	旧
<div data-bbox="156 427 757 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて</p> </div> <p>「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」(平成11年法律第136号)第5章に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p>(1) <u>疑わしい取引の届出様式</u>          疑わしい取引が発生した場合には、<u>文書による届出</u>にあつては「<u>疑わしい取引の届出の方法等に関する命令</u>」(平成11年総理府令・法務省令第1号)別紙様式第1号により、<u>フレキシブルディスクによる届出</u>にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、<u>発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>届出先</u>  <u>金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室</u>に、郵送又は持参により届け出るものとする。ただし、<u>財務局管轄金融機関</u>については財務局理財部金融監督課を経由し、<u>2部(フレキシブルディスクについては1枚)</u>を届け出るものとする。          なお、郵送の場合には、<u>書留・親展扱い</u>とする。</p> <p>(3) <u>特定金融情報室への進達</u>  <u>財務局は管轄金融機関から届出があった場合には、届出事項を確認の</u></p>	<div data-bbox="1131 427 1731 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて</p> </div> <p>「<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</u>」(平成30年法律第94号)第5条及び「<u>不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令</u>」(平成4年政令第178号)第1条から第3条に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p>(1) <u>疑わしい取引の届出様式等</u>          疑わしい取引が発生した場合には、<u>届出書(参考書式：別紙様式1)</u>により、<u>発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>届出先</u>  <u>金融監督庁監督部担当課</u>に、郵送又は持参により届け出るものとする。ただし、<u>財務局管轄金融機関</u>については財務局理財部金融監督課を経由することとする。          なお、郵送の場合には、<u>書留、親展扱い</u>とする。</p> <p>(新設)</p>

うえ、直ちに特定金融情報室に1部を郵送（書留・親展扱い）又は持参により進達する。なお、フレキシブルディスクによる届出にあっては、別紙様式第5号の確認のみとする。

(4) 疑わしい取引の参考事例

別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを金融機関が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(5) 責任者の把握

疑わしい取引の届出に関する連絡を確実に円滑に行うため、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する各金融機関の責任者を別紙様式により把握するものとする。

(6) 捜査機関等への情報提供等

捜査機関等への情報提供等は、特定金融情報室においてのみ行う。

(7) その他

金融機関から届け出られた取引についての情報は、個人のプライバシーに関する情報も含まれることから、届出書の保管及び情報管理には特に留意する。

(削る)

(別紙様式)

(略)

(3) 疑わしい取引の参考事例

別紙に掲げる参考事例に該当する取引があった場合には、疑わしい取引があったものとして届け出を受理する。

(備考) 責任者の登録

疑わしい取引に関する連絡を確実に円滑に行うため、各金融機関に対し、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する責任者を（別紙様式2）により把握するものとする。

(新設)

(新設)

(別紙様式1)

(略)

(別紙様式2)

(略)

疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）

新	旧
<p>第1 現金を使用する取引に係る事例</p> <p>1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>2 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により入金又は両替を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>4 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金を保有していること又は当該急激な利用額の増加について合理的な理由があると認められる場合を除く。</p>	<p>1. 不自然に多額(個々は少額であるが、合計額が多額の場合を含む。以下同じ。)の現金または多量の少額通貨(外貨を含む。)を使用する取引</p> <p>5. 不自然に多額のまたは頻繁な外貨からまたは外貨への両替を行う取引</p> <p>6. 不自然に多額の持参人払自己宛小切手を複数に分けて作成する取引</p> <p>7. 不自然に持参人払自己宛小切手、旅行小切手または送金小切手(外貨建を含む。)を頻繁かつ多額に作成する取引</p> <p>8. 不自然に多額の持参人払小切手、旅行小切手、送金小切手(外貨建を含む。)もしくは外国で作成された小切手を現金化し、またはこれらを使用して入金もしくは送金する取引</p> <p>9. 「1 .」～「8 .」の事例以外の不自然に多額の取引</p>
<p>第2 口座開設に係る事例</p> <p>5 架空名義口座又は借名口座の開設を企図した疑いのある顧客に係る取引(本人確認が未済等の理由により口座開設に至らなかった場合を含む。) 特に、口座開設時の本人確認等に際し、顧客に次のことが認められる場合。 イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。) ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、合理的な理由がなく、原本の提示を拒む場合。 ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。 ニ 合理的な理由がないにもかかわらず、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なる場合(本人確認等の過程において、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なることが判明した場合</p>	<p>14. 本人確認を行う際、確認資料等情報の提供を拒む者および虚偽または不明瞭な情報を提供する者にかかる取引</p> <p>16. 架空名義口座もしくは借名口座の保有を企図した者または借名口座を使用していると疑われる者にかかる取引</p>

<p>を含む。 )。</p> <p>6 口座開設後、架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。</p> <p>7 口座開設後、口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客である当該法人に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。</p> <p>8 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る取引。但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。</p> <p>9 本人確認が未済等の理由により、メールオーダーによる口座開設に至らなかった顧客に係る取引。</p> <p>10 多数の口座を開設しようとする顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を開設することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>11 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>12 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、顧客が自宅付近の支店でも同種の取引が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において取引を行う場合。</p>	<p>12. 不自然に多数の口座を保有する者にかかる取引</p>
<p>第3 口座を利用した取引に係る事例</p> <p>13 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該口座解約又は入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>14 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>15 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>16 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又</p>	<p>13. 不自然に短期間で口座の開設・解約を行う者にかかる取引</p> <p>2. 不自然に多額の預金を行ったうえで、一時に多額の送金または現金出金を行う取引</p> <p>10. 不自然に多数の者から頻繁に送金を受ける取引</p>

<p>は出金を行う場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金又は出金について合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>17 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>18 経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。</p>	
<p>第4 債券等の売買に係る事例</p> <p>19 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の債券等を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>20 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第三者と本人との関連が明らかな場合を除く。</p> <p>21 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。</p>	
<p>第5 保護預り・貸金庫に係る事例</p> <p>22 保護預り及び信託取引の開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。</p> <p>23 貸金庫の利用開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。</p> <p>24 頻繁な貸金庫の利用。但し、顧客の職業、事業内容等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。</p>	
<p>第6 外国との取引に係る事例</p> <p>25 他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、当該支店の利用等に合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。</p> <p>26 短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる場合を除く。</p>	

<p>27 経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。</p> <p>28 経済合理性のない多額の送金を他国から受ける取引。</p> <p>29 多額の旅行小切手又は送金小切手(外貨建てを含む。)を頻繁に作成又は使用する取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該作成又は使用について合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>30 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>31 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)との間で顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>32 資金洗浄対策に消極的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された顧客に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。</p>	<p>4. 不自然に多額の外国への送金を行う取引</p> <p>3. 不自然に多額の外国からの送金を受ける取引</p>
<p>第7 融資に係る事例</p> <p>33 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。但し、顧客の職業、事業内容、資産状況等から、当該返済資金を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。</p> <p>34 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。但し、担保提供の経緯、資金の用途等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。</p>	<p>11. 不自然に予定外に融資を返済する取引</p>
<p>第8 その他の取引に係る事例</p> <p>35 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。</p> <p>36 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。</p> <p>37 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。</p>	

<p>38 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。</p>	
<p>39 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。</p>	
<p>40 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。</p>	<p>15. 取引の秘密を不自然に強調する者および疑わしい取引の届出を行わないように依頼・強要・買収等を図った者にかかる取引</p>
<p>41 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。</p>	<p>17. その他金融機関の職員の保有する知識・経験等から見て不自然な取引および不自然な態度・動向等のある者にかかる取引(金融機関の職員が関与している疑いが持たれる場合を含む。)</p>

## 「マネー・ローンダリング読本 ― その傾向と対策 ― 」の公表について

### 1. 公表の趣旨

本年2月に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律が施行され、我が国のマネー・ローンダリング規制が拡充されたことを踏まえ、金融監督庁では、日本版F I U（注）として「特定金融情報室」を設置し体制を整備した。

今般、この機会を捉え、マネー・ローンダリング問題の重要性や金融監督庁の施策について国民の一層の理解を得るため「マネー・ローンダリング読本 ― その傾向と対策 ― 」を作成することとした。

### 2. パンフレットの構成及び広報窓口

- (1) パンフレット作成に当たっては、読者に分かりやすいものとなるよう、全体を3つの章（マネー・ローンダリング対策の必要性、マネー・ローンダリング対策の歩み、金融監督庁のマネー・ローンダリング対策）に分け、イラストや図表を用いながら可能な限り簡潔に記述（全11ページ）するよう努めた。
- (2) パンフレットは、金融監督庁及び各財務局の広報窓口を通じて配布するほか、金融監督庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）に掲載する。  
このほか、金融機関利用者に対して効果的な広報を行うため、全国銀行協会等の業界団体を通じて、各金融機関に配布し窓口への備付けを依頼する予定である。

資料21 - 1 検査部における各係の増設状況

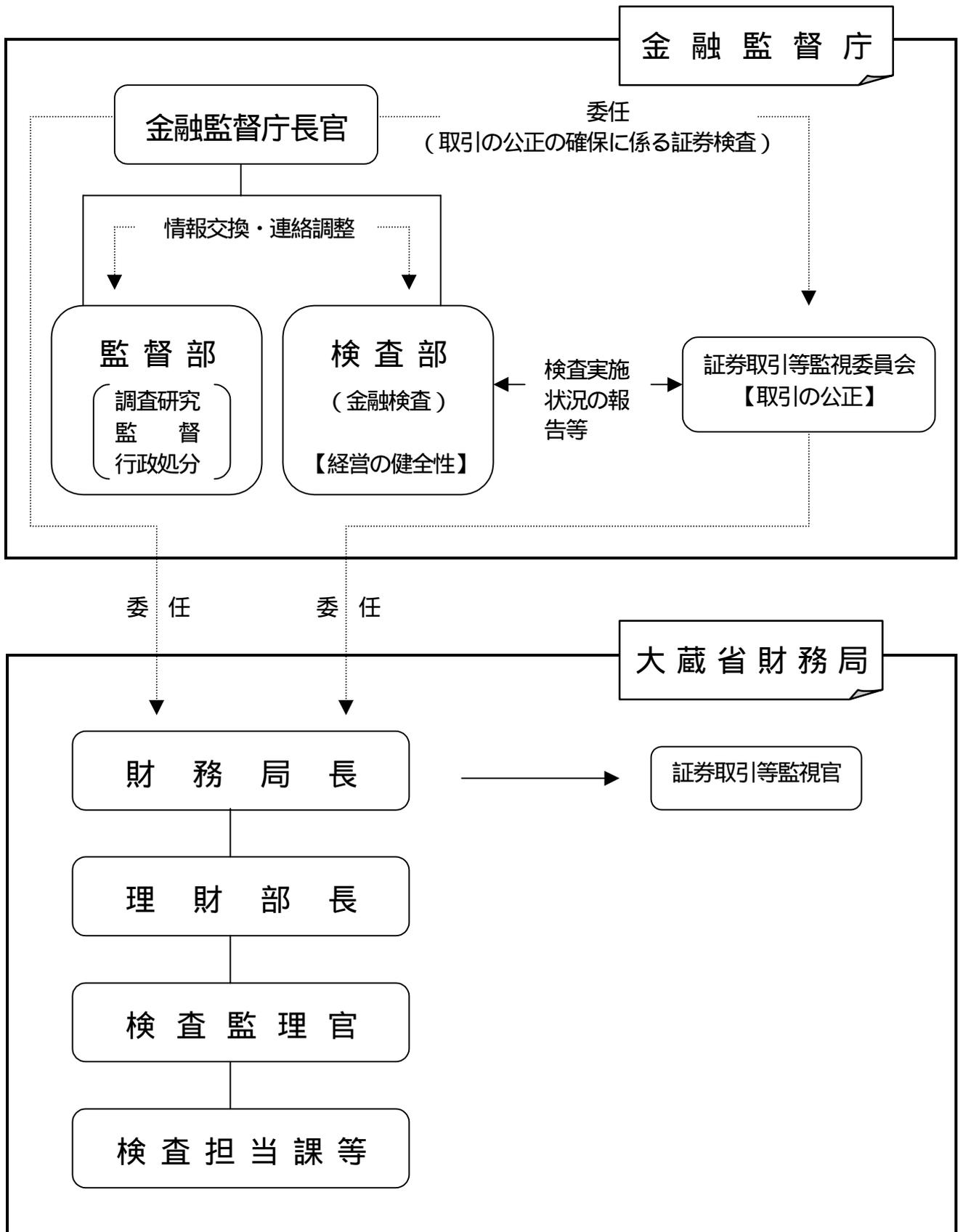
金融監督庁検査部（平成10検査事務年度）	金融監督庁検査部（平成11検査事務年度）
<p>検査総括課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総務係</p> <p>企画調整係</p> <p>地方係</p> <p>市場リスク係</p> </div>	<p>検査総括課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総務係</p> <p>経理係（新設）</p> <p>企画調整第1係</p> <p>企画調整第2係（増設）</p> <p>地方係</p> <p>市場リスク係</p> </div>
<p>審査業務課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総括係</p> <p>指導係</p> <p>審査第1係</p> <p>審査第2係</p> <p>審査第3係</p> </div>	<p>審査業務課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>総括係</p> <p>指導第1係</p> <p>指導第2係（増設）</p> <p>審査第1係</p> <p>審査第2係</p> <p>審査第3係</p> <p>審査第4係（増設）</p> </div>

資料21 - 2 金融検査に従事する職員数の推移

	金融監督庁検査部	大蔵省財務局
平成4年度末	107人	257人
平成5年度末	109人	291人
平成6年度末	110人	310人
平成7年度末	112人	340人
平成8年度末	132人	387人
平成9年度末	150人	426人
平成10年度末	164人	456人
平成11年度末	249人	472人
平成12年度末	319人	567人

(注) 金融監督庁検査部の平成9年度末以前の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

資料21 - 3 金融監督庁検査部と大蔵省財務局・証券取引等監視委員会との関係



検査対象	対象数	検査の根拠法令
都市銀行	9	銀行法第25条
長期信用銀行	3	長期信用銀行法第17条
信託銀行	32	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼業等に関する法律第4条
地方銀行	64	銀行法第25条
第二地方銀行	59	銀行法第25条
信用金庫	386	信用金庫法第89条
労働金庫	41	労働金庫法第94条
信用協同組合	290	協同組合による金融事業に関する法律第6条
生命保険会社	47	保険業法第129条
損害保険会社	62	保険業法第201条
証券会社	292	証券取引法第59条 外国証券業者に関する法律第31条
証券投信委託業者	73	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第39条
投資顧問業者	604	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条

(注1) 対象数については、平成12年4月1日現在。

(注2) 信用金庫については、全国信用金庫連合会を含む。

(注3) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注4) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。

資料22 - 1 - 1 金融検査の実施状況の推移

平成12年3月31日現在

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
都銀・長銀・信託銀行	4	9	9	14	14	35	15
地方銀行	21	19	31	24	27	42	7
第二地銀協加盟行	24	27	23	26	29	42	6
保険会社	10	7	6	17	17	0	26
信用金庫	198	213	212	202	193	120	260
合計	257	275	281	283	280	239	314

- (注1) 会計年度ベース及び着手件数ベースで数える。  
 (注2) 内部モデル検査・Y2K検査を含む。  
 (注3) 信用金庫については、全国信用金庫連合会を含む。

．平成11検査事務年度の検査基本方針

1．基本的考え方

(1) 金融監督庁発足2年目にあたる平成11検査事務年度は、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置づける。当庁は、発足以来、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸に明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を押し進め、もって預金者の保護、信用秩序の維持等に資することに努めてきたところである。こうした当庁の責務を果たす観点から、本事務年度においては、検査官の増員、統括検査官をトップとする部門制の採用、特別検査官・専門検査官の設置、さらに金融検査マニュアルの整備など、ハード・ソフトの両面にわたって検査態勢の拡充が図られている。本事務年度においては、こうした態勢を踏まえ、内部管理体制の充実を確保しつつ、専門性の高い深度ある検査を実施することを基本とする。

(2) なお、検査の実施に際しては、以下の金融行政を巡る環境の変化を踏まえるものとする。

預金等の全額保護という特例措置の適用期限である平成13年3月まで残すところ2年弱となり、我が国金融システムの安定性と信頼性を高めるという課題は、さらに重要性を増している。

前事務年度においては、「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」を踏まえ、主要行、地方銀行、第二地方銀行の資産内容について集中検査を実施したところであるが、本事務年度においては、検査官の増員等を踏まえ、検査頻度を高めるとともに、前事務年度においては必ずしも十分な事務量を確保できなかった他の業態（保険会社、信用金庫等）に対しても、順次、検査を実施していく必要がある。

また、我が国金融市場の国際的市場としての地位を確固たるものとする観点から、昨年12月、金融システム改革法が施行され、金融のグローバル化や会計・ディスクロージャー制度の国際標準化等が進展しつつある。こうした流れを踏まえた検査を適切に実施する必要がある。

さらに、西暦2000年を迎える本事務年度においては、コンピュータ2000年問題に対して、機動的かつ重点的な検査を実施し、万全の対応を期する必要がある。

2．検査の重点事項

(1) 金融機関検査

前事務年度においては、緊急的対応として、主要行、地方銀行、第二地方銀行に対し、自己査定及びそれに基づく償却・引当の実施状況等について実態把握するため、財務局、日本銀行とも連携しつつ集中検査を実施したとこ

るである。

本事務年度においては、近年における金融機関を取り巻く環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化、国際化、金融機関を巡る不祥事の増加を踏まえ、金融検査マニュアルに基づき、金融機関における自己責任原則の徹底を前提に、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努める。

## (2) 金融機関等グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

金融機関等の信託子会社、証券子会社等に対しても、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等に関する実態把握を行っていくが、その際、連結ベースでの監督を踏まえ、親金融機関等と金融機関等子会社のグループを一体的に検査するなど効果的な実態把握に努める。

また、我が国の金融機関等の海外支店、海外現地法人についても、本店・本社等の検査の実施と合わせて、ルール遵守状況、リスク管理状況、特に本店の資産内容の健全性に影響を与えるような取引に重点をおいた検査を実施する。

## (3) 保険会社検査

保険会社については、銀行と同様、平成10年3月期から自己査定制度が導入され、自己査定に基づき償却・引当を適切に行うこととされている。また、平成11年4月から早期是正措置制度が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられることになっている。本事務年度においては、こうした制度的枠組みを踏まえ、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に順次実施する。

## (4) 証券会社等検査

証券会社については、金融システム改革によってその業務等が大幅に自由化されたことに伴い、検査を通じた資産内容の的確な実態把握が一層重要となる。また、平成11年4月から証券会社等は顧客から預託を受けた有価証券等を自己の固有財産と分別して保管することが義務付けられている。こうしたことを踏まえ、資産内容の厳正な把握、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェックと合わせ分別管理状況に重点を置いた検査を的確に実施する。

## (5) 外国金融機関等に対する検査

ビッグバンの本格化に伴い、外国金融機関等の我が国への進出、我が国金融機関等との提携が増加していることに鑑み、在日外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査を実施することが、これまで以上に重要になってきている。外国金融機関等については、我が国市場における活動状況を踏まえつつ、銀行支店、証券支店、信託銀行現地法人、投

資顧問等をグループとして一体的に検査を行うことにより、効果的な実態把握を行う。

(6) 内部モデルに関する金融検査

マーケット・リスク規制は、バーゼル委員会合意に基づき、平成10年1月から我が国でも導入されているが、市場リスクの計測のために採用されたりリスク計測モデル（内部モデル方式）の妥当性等の実態把握に重点を置きつつ、前事務年度に引き続き、市場関連リスクに関する検査を実施する。

(7) コンピュータ2000年問題に関する検査

コンピュータ2000年問題については、その対応のために残された時間も少なくなってきたことから、今後、システム対応の完了確認、作成されたコンティンジェンシー・プランの内容確認等に重点を置いた検査を実施する。

3. 機動的な検査の実施等

(1) 金融機関等を取り巻く現下の厳しい状況において、金融機関等の資産内容の急激な悪化等問題が生じた場合には、適時の実態把握に的確に対応することが重要である。このような観点から、検査計画の策定及び検査班の編成に当たっては、機動的・弾力的な対応が可能となるよう努めるものとする。

(2) 従来、個々の検査ごとに検査班を編成し、各検査官は検査の都度、異なる業態・内容を対象として検査を実施していたが、本事務年度においては、検査官の増員、部門制の採用を踏まえ、各業態ごとの特色に対応した、より専門性の高い深度ある検査の実施に努めるものとする。

(3) また、検査官の数の増加に加え、あわせて効果的な検査手法の確立等質的向上も不可欠であり、

金融検査マニュアルの活用、チェックリストの整備を通じ検査の効率性、統一性を確保する

検査監理機能や審査部門の充実を図ることにより、検査の全体としての質的水準の維持・向上を図る

海外主要金融検査当局の検査ノウハウの吸収や外部ノウハウを検査に活用するため、海外当局との人材交流を図るとともに適性ある民間の専門家を登用する

など、引き続き態勢の充実・強化に努めるものとする。

. 検査基本計画

### 1. 金融機関検査の実施予定数

銀	行	75行		
信	用	金	庫	220庫
	計	295行(庫)		

### 2. 保険会社検査の実施予定数

保	険	会	社	20社
---	---	---	---	-----

### 3. 証券会社等検査の実施予定数

証	券	会	社	90社						
証	券	投	資	信	託	委	託	会	社	5社
投	資	顧	問	業	者	35社				
	計	130社								

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

\*平成11年8月3日 発表、ホームページ公表

平成 11 検査事務年度検査基本方針及び基本計画について

I 基本認識

我が国金融行政は、金融機関等の自己責任原則の徹底と市場規律を前提に、事前指導的な行政から事後監視重視型の行政への転換を図っており、これを踏まえ、昨年、当委員会は、検査の位置付けに関して、従来は「事前指導型行政の補完」という意識が見受けられたが、今後は「事後監視型行政の中核」へと意識の転換を図ることを提言したところである。貴職におかれては、こうした考え方に則り適切に検査を実施されてきたところであり、当委員会は貴職の検査に対する国民の信頼は大いに高まったものと評価している。また、本事務年度において、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備等、体制・基準の両面にわたって、検査態勢の拡充が図られていることは、適切な対応と考える。今後、これらの施策が実効をあげ、当委員会の活動ともあいまって我が国金融行政についての一層の信頼が確立されていくことを期待する。

本事務年度の検査においては、前事務年度において必ずしも十分な事務量を確保できなかった業態に対しても、順次、検査を実施していくとともに、金融のグローバル化、会計・ディスクロージャー制度の国際標準化、コンピュータ2000年問題等、市場及び金融機関等に重要な影響を及ぼす問題を視野におきつつ、専門性の高い深度ある検査を実施することとしており、当委員会としても、これらの必要性についての基本認識を共有するものである。

今般、貴職の示された平成11検査事務年度基本方針及び基本計画は、現下の我が国金融システムを取り巻く状況を踏まえた適切なものと考えるが、当委員会の検査・調査結果等を踏まえ、特に以下の諸点に配意してその実施に当たられたい。

II 特に配意することが望ましい事項

1. 金融機関の検査

金融システムに対する国民の不安が完全に払拭されていない現下の状況においては、財務内容の健全性に係る実態把握が極めて重要であると考え。貴職が金融機関の資産内容の健全性、リスク管理状況等についての的確な実態把握に努めることを重点事項とされていることは適切であり、引き続き自己査定等の点検に万全を期されたい。

なお、先般、市場の最も重要な担い手の一つである金融機関自身に、ディスクロージャー違反が発見されたことは極めて残念であり、こうした行為は、金融機関への一般の信頼を大きく損なうものである。金融機関に対する検査が適切かつ厳正に行われることが、金融機関によるディスクロージャーの徹底につながることを期待する。

2. コンプライアンス及び顧客保護

貴職がルール遵守状況の的確な実態把握を重点事項とされているのは、透明性の高い行政を押し進める上で極めて重要と考える。当委員会の検査・調査等においてもルールの遵守が十分でない事例が見受けられるが、その要因として、役職員において、①ルールの遵守が顧客の信頼の確立を通じて長期的にはプラスであるとの意識が、いまだ十分醸成されていないこと、②市場の変革、多様な金融サービスの進展の中で、ルールの趣旨や制度の内容についての理解が十分でないことが挙げ

られる。これは、証券会社のみならず、他の金融機関等にも共通の問題と考えられ、コンプライアンスの管理体制が形式的に流れず、金融機関等の組織内において現実に機能しているか等の点検が重要である。同時に顧客に対する適切な説明を含め、第一線職員の研修・教育体制の充実も重要である。

### 3. コングロマリット化及びグローバル化への対応

金融機関等が子会社等を通じ、多様な金融サービスを提供していく中で、貴職がこれらコングロマリットの一体的な実態把握に努めることは重要と考える。また、金融市場・取引のグローバル化の一層の進展の中で、金融機関等の検査においても、国境を越えた取引に着目したグローバルな視点からの対応が必要となっている。その意味で、貴職が、我が国金融機関等の海外拠点等及び外国金融機関等を検査の重点として位置付けているのは適切であり、海外主要検査当局との連携等も積極的に進めていくことが期待される。

### 4. 証券会社の検査

証券会社監督において、免許制から登録制へ移行し、より客観的な事後監視型への転換が図られるとともに、手数料自由化等大幅な自由化が進められており、証券会社の経営における自己責任がより重視されていくものと認識している。したがって、貴職の証券会社の財務の健全性についての点検は、自己保有の多様な金融商品の実態を踏まえ、的確な資産内容の把握に努めつつ、財務の内容が法令の要請を満たしているかという客観的な観点から行われることが重要と考える。なお、受検者の負担軽減及び検査効率の向上の観点から、証券会社等の検査に当たっては、当委員会と検査対象・日程について必要に応じ調整を行い、効果的な検査を行っていくことが重要と考える。

### 5. 金融技術革新への対応

金融機関等の検査において、デリバティブ等金融技術のめざましい高度化に適切に対応していくことは、金融機関等の資産内容の健全性やリスク管理状況等を的確に把握する上で極めて重要である。このため、本年度より設置された専門検査官を十分に活用するとともに、金融取引が業態にまたがって行われている現状にかんがみ、当委員会と合同でデリバティブ研修を実施するなどの工夫により金融監督庁が一体として検査手法の充実・向上を図っていくことが重要と考える。

### 6. 検査体制の整備

当委員会は、我が国金融行政の事後監視型への転換に伴い、検査要員の充実等検査体制の整備が重要な課題であるとの認識を有している。貴職におかれては、検査の実効性を確保し、また、より専門性の高い深度ある検査を実施するため、これまでも検査官の増員や部門制の採用等体制の整備を図ってこられたところであるが、金融システムの安定という大きな課題の下で、今後とも検査の実効性・効率性の更なる向上に向けて引き続き体制の整備に努力されたい。

\* 平成 11 年 7 月 30 日 証券取引等監視委員会からの意見提出

資料22-1-4 平成11検査事務年度における検査計画及びその実績  
(大蔵省財務局等による検査を含む)

・ 検査の実施予定数

銀行	75行
信用金庫	220庫
保険会社	20社
証券会社	90社
証券投資信託委託会社	5社
投資顧問業者	35社

・ 検査の着手状況(平成12年5月31日現在)

	11. 6~9	11. 10~12	12. 1~3	12. 4~5	合計
銀行	11	7	15	26	59
信用金庫	65	59	83	32	239
保険会社	8	8	5	2	23
証券会社	26	21	18	16	81
証券投資信託委託会社	1	0	2	1	4
投資顧問業者	1	4	15	6	26

・ 検査の終了状況(平成12年5月31日現在)

	11. 6~9	11. 10~12	12. 1~3	12. 4~5	合計
銀行	8	9	7	1	25
信用金庫	29	68	63	44	204
保険会社	5	5	4	5	19
証券会社	22	27	19	7	75
証券投資信託委託会社	2	0	1	0	3
投資顧問業者	5	3	7	7	22

## 本邦金融機関等

(平成12年5月31日現在)

金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
農林中央金庫	12. 1. 7 (金)	12. 1. 26 (水)	12. 3. 14 (火)	
農中信託銀行	12. 1. 7 (金)	12. 1. 26 (水)	12. 2. 18 (金)	
農中証券	12. 1. 7 (金)	12. 1. 26 (水)	12. 3. 22 (水)	
農中投信投資顧問	-	12. 1. 28 (金)	12. 3. 14 (火)	
野村証券	-	12. 4. 12 (水)		
野村信託銀行	12. 4. 12 (水)	12. 4. 24 (月)		
野村アセットマネジメント投信	-	12. 4. 12 (水)		
大和銀行	12. 4. 6 (木)	12. 4. 19 (水)		
コスモ証券	-	12. 5. 23 (火)		

## 外国金融機関等

金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ドイツ銀行東京支店	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイツ銀行名古屋支店	11. 9. 10 (金)	11. 9. 13 (月)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイツ銀行大阪支店	11. 9. 10 (金)	11. 9. 13 (月)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイチェ信託銀行	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ハンカース・トラスト銀行東京支店	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ディーエムジー信託銀行	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイチェ証券東京支店	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイチェ・アセット・マネジメント	-	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ウエスト・イェ・ランデスバンク東京支店	-	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
ウエストエルビター・セキュリティーズ・ハンズフィック・リミテッド東京支店	-	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
トロント・トミニオン銀行東京支店	-	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
ティ・ディー証券東京支店	-	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
メリルリンチ証券会社東京支店	-	12. 2. 7 (月)	12. 4. 26 (水)	
メリルチンリ・キャピタル・マーケット・ハンズ・リミテッド東京支店	-	12. 2. 7 (月)	12. 4. 26 (水)	
メリルリンチ・マーキュリー投信投資顧問	-	12. 2. 7 (月)	12. 3. 31 (金)	

(注1) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料21 - 4参照)

(注2) なお、このほか、住友銀行、三菱信託銀行、農林中央金庫、野村証券については、本店・本社の検査の実施とあわせて海外拠点に対する実態把握を行っているところ。

資料22 - 1 - 6 銀行等に対する検査の実施状況

主要行に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友銀行	12. 1. 7 (金)	12. 1. 21 (金)	12. 3. 29 (水)	
三菱信託銀行	12. 4. 6 (木)	12. 4. 18 (火)		
大和銀行	12. 4. 6 (木)	12. 4. 19 (水)		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料21 - 4 参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査：地方銀行】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
千葉興業銀行	12. 1. 6 (木)	12. 1. 19 (水)	12. 3. 27 (月)	12. 4. 27 (木)
筑邦銀行	12. 3. 2 (木)	12. 3. 15 (水)	12. 4. 20 (木)	
みちのく銀行	12. 3. 6 (月)	12. 3. 16 (木)	12. 4. 21 (金)	
北都銀行	12. 3. 6 (月)	12. 3. 16 (木)	12. 4. 21 (金)	
静岡銀行	12. 4. 6 (木)	12. 4. 19 (水)		
都民銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 17 (水)		
十六銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		
沖縄銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		

【金融監督庁検査：第二地方銀行】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東和銀行	12. 1. 6 (木)	12. 1. 19 (水)	12. 2. 23 (水)	
熊本ファミリー銀行	12. 1. 6 (木)	12. 1. 19 (水)	12. 2. 25 (金)	
トマト銀行	12. 1. 6 (木)	12. 1. 19 (水)	12. 2. 25 (金)	
高知銀行	12. 3. 2 (木)	12. 3. 14 (火)	12. 4. 21 (金)	
徳島銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		
富山第一銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		
北日本銀行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料21 - 4 参照)

## 【財務局検査：地方銀行】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
十 八 銀 行	12. 1. 6 (木)	12. 1. 19 (水)	12. 5. 11 (木)	
四 国 銀 行	12. 1. 11 (火)	12. 1. 26 (水)	12. 2. 25 (金)	
京 都 銀 行	12. 2. 21 (月)	12. 3. 2 (木)	12. 4. 18 (火)	
青 森 銀 行	12. 4. 18 (火)	12. 5. 10 (水)		
秋 田 銀 行	12. 4. 18 (火)	12. 5. 10 (水)		
清 水 銀 行	12. 4. 20 (木)	12. 5. 10 (水)		
大 分 銀 行	12. 4. 24 (月)	12. 5. 10 (水)		
宮 崎 銀 行	12. 4. 24 (月)	12. 5. 10 (水)		
山 口 銀 行	12. 4. 24 (月)	12. 5. 11 (木)		

## 【財務局検査：第二地方銀行】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
札 幌 銀 行	12. 2. 15 (火)	12. 2. 25 (金)	12. 3. 28 (火)	
京 葉 銀 行	12. 4. 10 (月)	12. 4. 24 (月)	12. 5. 31 (水)	
神 奈 川 銀 行	12. 4. 10 (月)	12. 4. 24 (月)	12. 5. 26 (金)	
静 岡 中 央 銀 行	12. 4. 20 (木)	12. 5. 10 (水)		
沖 縄 海 邦 銀 行	12. 4. 20 (木)	12. 5. 9 (火)		
西 京 銀 行	12. 4. 24 (月)	12. 5. 11 (木)		
香 川 銀 行	12. 4. 24 (月)	12. 5. 15 (月)		
中 京 銀 行	12. 4. 25 (火)	12. 5. 15 (月)		
名 古 屋 銀 行	12. 4. 25 (火)	12. 5. 15 (月)		
び わ こ 銀 行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 18 (木)		
佐 賀 共 栄 銀 行	12. 5. 8 (月)	12. 5. 22 (月)		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料21 - 4参照)

その他の銀行等に対する検査の実施状況

【金融監督庁検査】

(平成12年5月31日現在)

銀行名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ドイツ銀行東京支店	—	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
バンク・オブ・トラスト銀行東京支店	—	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイチェ信託銀行	—	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ディーエムジー信託銀行	—	11. 8. 25 (水)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイツ銀行名古屋支店	11. 9. 10 (金)	11. 9. 13 (月)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
ドイツ銀行大阪支店	11. 9. 10 (金)	11. 9. 13 (月)	11. 12. 7 (火)	12. 2. 15 (火)
オバ・シー・エス・エフ銀行東京支店	11. 11. 15 (月)	11. 11. 25 (木)	11. 12. 16 (木)	12. 2. 2 (水)
ウエスト・イェ・ラ・バンク東京支店	—	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
トロント・ド・ミニオン銀行東京支店	—	11. 11. 16 (火)	12. 3. 24 (金)	
農中信託銀行	12. 1. 7 (金)	12. 1. 26 (水)	12. 2. 18 (金)	
農林中央金庫	12. 1. 7 (金)	12. 1. 26 (水)	12. 3. 14 (火)	
メリルリンチ・キャピタル・マーケット バンク・リミテッド東京支店	—	12. 2. 7 (月)	12. 4. 26 (水)	
野村信託銀行	12. 4. 12 (水)	12. 4. 24 (月)		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料21 - 4 参照)